

○呉市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する規則
平成10年9月22日規則第53号

呉市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する規則

題名改正〔平成28年規則3号〕

(目的)

第1条 この規則は、呉市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成10年呉市条例第27号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(縦覧の期間等)

第3条 条例第4条第2項の規定による縦覧の期間のうち、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日は、縦覧は行わない。

2 縦覧の時間は、午前9時から午後5時までとする。

(縦覧者の遵守事項)

第4条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。

(2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。

(3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。

(4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第5条 条例第6条第2項の意見書には、次に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)

(2) 施設の名称

(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

付 則

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

付 則(平成28年1月7日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。